# 日米原子力協定(1988年)の歴史と今後の課題第1回協定交渉の背景

## 元原子力委員会委員長代理 遠藤 哲也

1988年に発効した日米原子力協定は「包括事前同意」によって日本の原子力活動に事実上の自由を認めるものであったが、その締結交渉は非常に難航した。それまでの日本の原子力活動が個別同意制度によって規制されており、1974年のインドの核実験以降、世界の核不拡散体制が厳しくなるにつれ、"はしの上げ下げ"まで文句がつけられるようになった。特に、カーター政権下の米国は多国間ベースでも、二国間ベースでも厳しかった。1981年に発足したレーガン政権は、核不拡散の重視については党派を超えた政策であったが、前政権と違うのは、同盟国・友好国からの信頼を回復する点にあった。日本及びユーラトム諸国に対しては「包括同意方式」を導入するための新協定を提案するというもので、ここに日米協定改定交渉の動きが具体化してきた。

シリーズ解説の第1回は、協定交渉の背景を振り返る。第2回は、日米交渉の始まりと交渉上の問題点と協定の締結合意と発効までの経緯を紹介する。第3回は、協定の評価と今後の課題を記し、経験に基づく提言をまとめた。

## I. はじめに

日米原子力協定は、日本が数多く結んでいる原子力協定のうちでも歴史的に最も古く、最も重要である。1950年代の初め、日本が最初に導入したのは英国のコールダー・ホール型の炭酸ガス冷却・黒鉛減速の原子炉であったが、その後は米国で開発された軽水炉(PWR,BWR)に切換え、燃料の濃縮ウランも圧倒的に米国からの調達に頼った。日本の原子力利用は良くも、悪くも米国とともに歩んで来た。

現行協定はとりあえず30年の有効期限をもつが、早いもので2018年7月には満期を迎える。その間、原子力を巡る国際情勢は大きく変化した。世界の原子力利用は、スリーマイル島事故(1979年)、チェルノブイリ事故(1986年)の後遺症からようやく立直り、その後は地球温暖化防止対策、新興国を中心とする経済発展とエネルギー需要の急増などが追い風となって原子力ルネサンスの兆しさえみられるようになった。ところが、2011年3月11日の東日本大震災のマグニチュード9の巨大地震と巨大津波は、福島第一原子力発電所を直撃し、

Historical Analysis of Japan-US Nuclear Cooperation Agreement (1988) and Issues toward Future (1); Preface Background of Negotiations: Tetsuya ENDO.

(2014年4月17日 受理)

INES7 という大損害を引き起こした。この事故が国際的にも大きな影響を及ぼした(原子力に国境なし)が、日本では国論を二分し、日本の原子力活動は核燃料サイクルを含めて岐路に立たされている。

1974年のインドの核実験を契機に世界の原子力界に「疾風怒濤」の時が訪れた。1970年に発効したばかりのNPTは、大きく揺さぶられ、核不拡散体制を一層強化すべしとの声が湧き起こり、米国のカーター大統領がその先鋒であった。(米国)内に対しては、商業再処理、高速増殖炉の延期を求めるとともに、(米国)外に対しても新核不拡散法(1978年)を通じて厳しい核不拡散措置を要請して来た。日本に対しては、1977年に運用間近の東海再処理工場に待ったをかけ、日米間の大きな政治問題となった。

東海再処理交渉は、何とか乗り切ったが、これを契機に1968年の日米原子力協定改訂の動きが具体化して来た。改訂交渉は、文字通り波乱万丈、長くとれば10年、短くとも6年を要したマラソン交渉であった。だが、1988年7月17日に発効した現行協定は、包括事前同意を導入するという甚だ画期的なもので、日本の原子力活動は米国との関係で事実上自由に行えるようになり、日米原子力協定は空気の如くその存在はほとんど感じられないくらいである。

日本として、遠からず満期の来る日米原子力協定に如

何に対処すべきか。世界及び日本の原子力を取り巻く状況は大きく変わっているが、現行協定の交渉、締結の時の経験とそれから得られる教訓は今後の対処に何らかの参考になるのではないかと思う。筆者は、現行協定交渉のほぼ全期間に参加し、前半は日本代表団の次席、後半は首席代表を務めた。その個人的体験を踏まえつつ、交渉の概要、気付きの点、今後の課題などを振り返ってみることとしたい。

## Ⅱ. 二国間協定の必要性

#### 1. 二国間原子力協定の意義

原子力関係の資機材や技術は、一般商品とは違って二国間の原子力協定に基づいて移動されることが多く、移動後にも供給国の規則(供給国の「国籍」)がついてまわる。なぜかというと、軍事利用の防止、核不拡散の確保の観点から核兵器の不拡散に関する条約(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons、略称:NPT)だけでは不十分、NPT は必要条件ではあっても十分条件ではないと見なされているからである。二国間原子力協定は、原子力分野での協定を促進するとともに、以上のような供給国側の「国籍」を通ずる規則を目的としており、日米協定もこの二つの要素から成り立っていて、後者に大きなウェイトがかかっている。

#### 2. 原子力黎明期の日米協定の流れ

最初の日米原子力協定は、1955年に結ばれたが、これは米国から研究用原子炉と濃縮ウランの供与をうけるための「研究協定」であった。1958年には、協力の範囲を動力炉の分野まで拡げる「原子力一般協定」が結ばれ、次いで1968年には商業用原子炉を対象とした「包括的な協定」が締結された。(1973年に一部改正)

## Ⅲ. 協定交渉の背景

1. インドの核実験と核不拡散体制強化の動き 協定交渉のそもそもの根源は、インドの核実験とそれ に触発された世界的な核不拡散体制強化の動きである。

#### (1) インドの核実験の衝撃

1974年5月のインド西部ラジャスタン砂漠での地下核実験は、NPT体制に深刻な衝撃を与えた。インドは建国以来、原子力開発に積極的に取り組んで来たが、1961年中印国境紛争で中国軍に屈辱的な敗北を被ったこと、1964年には中国が核実験に成功し、NPTの下で核兵器国として公認されたことなどから、頑としてNPTには加盟せず核兵器開発へと舵を切ったものと思われる。しかしながら、このときのインドは核実験を平和目的のための核爆発(PNE: Peaceful Nuclear Explosion)と強弁し、対印経済協力を維持するために日本をはじめ関係諸国に説明にまわっていた。筆者は当時、外務省でインド亜大陸を所掌する南西アジア課長の

任にあり、インド代表団の応接にあたったが、誰もインド側の説明を額面通り受け取る者はいなかった。しかし、1998年の第2回目の核実験の際には、インドは平和目的との仮面を捨てて、軍事利用を公言するに至った。なお、印・パ対立の関係から、インドに続いてパキスタンが核開発に向うであろうことは、当時から予想されていた。案の定、パキスタンはインドに続いて核実験を行った。

#### (2) 核不拡散体制強化の動き

インドの1974年の核実験以降、核拡散防止に対する 関心は急速に国際的なレベルで広まってゆき、多国間、 二国間の動きとしてあるいは国の独自の政策として核不 拡散体制強化の動きは当時の時代の潮流となっていっ た。

(a) ロンドン・ガイドラインの成立(多国間での動き) 多国間での動きとして注目されるのは、ロンドン・ガイドライン(現在の NSG (核供給国グループ)の前身である)の成立であった。インドの核実験を契機に、米国が日本をはじめ主要原子力国に対しウラン等核物質、原子炉など原子力資材の輸出に際しては核拡散の防止のために共通の輸出政策をとるための協議を呼びかけた。

この協議は当初、米、日、英、仏など先進7ヶ国が参加して発足したが、その後、ソ連等共産圏諸国も加わって15ヶ国となった。(NSGには2013年8月現在48ヶ国が参加している。在ウィーンの日本政府代表部が事務局を務めている。)協議の結果、1977年に「ロンドン・ガイドライン」と称する共通輸出ガイドラインが作成され、1978年1月には参加国はこのガイドラインに沿った輸出規制策をとることをIAEAに通報した。ロンドン・ガイドラインは、ウランなど核物質や原子炉など原子力資材を非核兵器国に輸出するに当たっては、受領国から核拡散の防止のための約束を取り付けることを主な内容としている。

(b) 国際核燃料サイクル評価 (International Nuclear Fuel Cycle Evaluation, 通称 INFCE)

インドの核実験を契機に、原子力の平和利用、特に核燃料サイクルと核拡散の防止は両立しうるか、そのためにはいかなる技術的方策があるかが国際的争点となった。カーター大統領は、就任早々の1977年4月に厳しい核不拡散政策を発表したが、その中で国際核燃料サイクル評価(INFCE)を提案した。次いで、同年5月ロンドンで開かれた先進7ヶ国サミットでこの問題をとりあげ、核燃料サイクルと核拡散の対立を調整するには、いきなり政府間交渉を始めるよりは、専門家によってこの問題の技術面、経済面を国際的に分析、検討し、評価するのが先決ではないかと提案し、サミットの支持を取り付けた。カーター大統領の意図は、このような作業を通じてカーター新政策の厳しさを国際的に納得させ、再処理や高速炉の建設を国際的に遅らせたいということに

508 解説 (遠藤)

あったのではないか。

カーター提案に基づいて「国際核燃料サイクル評価」 (INFCE) は、1977年10月から開始された(ワシントンで設立総会)。INFCE は、具体的には核燃料サイクルに用いられる技術、機器、設備、材料、核燃料などが核兵器の製造に転用され得るものかどうかを調べ、この軍事転用を阻止するためにはいかなる手段が最善の方法として考えられるかを検討するものであった。

検証作業は、8つのテーマ、すなわち核燃料サイクルの特定の側面として、①核燃料及び重水の入手可能性、②濃縮役務の入手可能性、③核不拡散と両立する核燃料、重水及び役務の長期供給保証、④再処理、プルトニウムの取扱い、リサイクル、⑤高速増殖炉、⑥使用済燃料の管理、⑦廃棄物管埋及び処分、⑧新型核燃料サイクル及び新型原子炉の概念をそれぞれ検討分野とする8つの作業部会に分かれて作業が行われた。日本は、自主的核燃料サイクルの確立を重視する立場から、英国とともにこの問題を直接に取り扱う第4作業部会の共同議長を務めた。

INFCE は、46 ヶ国と5つの国際機関から成る大会議であり、500 名以上の専門家が参加して、2年4ヶ月の月日を費やし、2万頁を超える莫大な作業文書を作成し、1980年2月に幕を閉じた。(ウィーンで最終総会。日本代表団の首席代表が総会議長を務めた。)

INFCE に示された米国の意図は、再処理を媒介としつつ軽水炉から高速炉へ向うというこれまでの米国の原子力政策に依存してきた各国の原子力開発に混乱を巻き起こし、特に米国の技術と戦略に全面的に依存してきた日本の原子力利用の基本路線を覆しかねないものであった。日本は比較的立場を同じくする西ドイツ(当時)、英国、フランスなどと協調しつつ、文字通り日本原子力界の総力を結集して INFCE の諸会合に対処した。

INFCEの検討結果は、原子力の平和利用と核不拡散の両立は可能というもので、日本としてはおおむね満足できるものであったが、他方、核燃料サイクルに対し、国際的に強い規制を希望していたカーター大統領にとってはおそらく意にそぐわないものであったろう。但し、INFCEの性格は、そもそも技術的、分析的検討であって外交交渉や各国政府への勧告というものではなかった。従って、その後の日本の原子力外交の焦点は、INFCEの結論を踏まえた二国間や多数国間交渉の場に移ってゆくことになった。それらの場において、INFCEの検討結果は、間接的ながら日本の立場をバックアップしてくれた。

INFCE は、「泰山鳴動して…」的なところはあったが、原子力に関する各国の相互理解を深め、今後の基本的な方向付けを行い、かつ核不拡散体制への国際世論を喚起したことなどの点で、一応の成果を残したと言えよう。

#### (c) 二国間の動き

二国間の動きとしては、米国、カナダ、オーストラリアなど供給国を中心とする二国間の原子力協定改定交渉の動きが注目された。米国については後に詳述するので、まずはカナダとオーストラリアについて触れる。

1974年5月のインドの核実験に使用されたプルトニ ウムが、インドがカナダから輸入した原子炉から生じた ものであったことに衝撃を受けたカナダ政府は、自国の 原子力関係資材の輸出について規制措置を強化する政策 を表明し、諸外国との原子力協定を供給国の規制権を強 化する方向で改正することとした。これを受けて、日加 間でも協議が開始されたが、カナダは協議が意向どおり に進捗していないとの理由で、1977年1月、一方的に ウランの対日供給を停止した(カナダはユーラトム諸国 及びスイスに対しても同様の措置をとった。)。ちなみ に、 当時はウランは売り手市場であった。その後、 日加 間で交渉が続けられ、新しい協定に盛り込むべき諸原則 について合意が成立し、1978年に新協定(正式名は改正 議定書) が署名され、1980年に発効した。新協定では、 これまでの協定で規定されていた核物質及び原子炉の移 転に関する事前同意権に加えて、濃縮、再処理に関わる 機微な技術の移転、ウランの高濃縮、プルトニウム及び 高濃縮ウランの貯蔵の事前同意権が盛り込まれ、また適 切な核物質防護措置の適用、平和目的核爆発の禁止など が新たに規定された。

オーストラリアは、世界有数のウラン埋蔵量を持つ国であるが、1977年5月に規制強化の核拡散防止策を打ち出し、旧原子力協定の改定交渉を行いたい旨を日本はじめ関係国に申し入れた。これをうけて、日豪間で交渉が行われ、1982年3月に新協定署名、同年8月に発効した。新協定には、天然ウランの供給以外にも、原子力の平和目的利用の詳細な規定、核物質等の防護措置の強化、INFCEの結論の反映、再処理についての規制などが新たに追加された。

## 2. 米国の核不拡散政策の強化

#### (1) カーター大統領の政策

米国の核不拡散政策というと、まずはカーター大統領 (民主党)を思い浮べるが、政権によって濃淡の差はあるものの、実は核不拡散政策は米国の原子力政策の底流にあり、超党派的なところがある。共和党、民主党にかかわらず一皮むけばほぼ同じといったところがある。

インドの核実験を受けてフォード大統領(共和党)は 1976年10月、カーターを相手にした大統領選挙戦の最中であったが、核拡散防止の強化を目的とした次のような原子力政策を明らかにした。これはカーター大統領候補の原子力政策に対抗してか、選挙対策的なところもあったように思われる。

- (1) 米国における再処理の商業化を遅らせること
- (2) 再処理及びウラン濃縮の技術と施設の輸出を最低

3年間は抑制するよう全ての国に対して働きかけること

(3) 再処理及びプルトニウムのリサイクルについて核拡散防止の見地から評価検討を行うこと。

なお、これらの政策は、一層強化された形で次のカーター大統領に引き継がれていった。

大統領に当選したカーターは就任早々1977年4月に 非常に厳しい核不拡散政策を大統領声明として発表した。カーター大統領の核不拡散政策の理論的根拠となったのが、同年3月に発表されたフォード・マイターレポート「Nuclear Policy: Issues and Challenge」であった。この報告書は、フォード財団の資金援助によって軍と密接な関係のあるシンクタンク Mitre Corporation が作成したもので、商業再処埋、プルトニウムリサイクルの無期延期、高速増殖炉の商業化延期等を提案していた。カーター大統領声明の主な要点は次の通りである。

- ①商業用再処理とプルトニウム・リサイクルの無期限 延期
- ②高速増殖炉の開発計画変更と商業化延期
- ③内外の需要を満たすため、米国国内での濃縮ウランの増産
- ④濃縮, 再処理の施設及び技術の輸出禁止
- ⑤国際核燃料サイクル評価の開催

なお, カーター大統領は記者会見で日本に関して大要 次の通り発言した。

- ・すでに運転中の再処理施設を持っている(または,近く持とうとしている)日本,フランス,英国,西独といった国々に対しては米国の意向を強制しない。
- ・西独, 日本等は, 自身の再処理を推進し, 継続して ゆく完全な権利を有している。

ところが、この大統領の記者会見に対し、当時の米国の実務レベルの担当者と目されていたナイ国務次官補代理(現ハーバード大学教授)は当日、次のように補足発言をした。

「大統領は日本、西独に、再処理に関し完全な権利があるといったが、西独と異なり、日本との間には原子力協定があるので、日米双方の同意に基づく共同決定が必要である。」このことは、確かに日米原子力協定の存在を極めて事務的に指摘した発言ではあったが、(ちなみに米国・西独間には再処理の共同決定を規定するような二国間の原子力協定は存在しない)聞きようによっては日本の再処理を否定するような発言と受け止められ、日本国内で大問題となった。

このような米国の新原子力政策の発表と前後して,日 米再処理交渉が行われることになった。なぜこのような 交渉が行われるようになったかの背景について簡単に説 明しておきたい。

#### (2) 東海再処理交渉等

日本は1950年代の原子力開発の黎明期から、すな わち原子力委員会が策定した1956年の第1回長期計 画以降、核燃料サイクルを原子力政策の中核に置いて おり、濃縮、再処理の開発に取り組んで来た。ところ が、日本最初の再処理施設である東海工場が完成し、い よいよ1977年7月から運転開始という段階になって、 突然、米側から待ったがかかった。カーター大統領に なって、厳しい核不拡散政策適用の最初のテストケース として、この東海再処理工場の運転問題がクローズ・ アップしたのである。1968年日米協定改正議定書(1973 年) の8条(C) (文末[参考]参照) による共同決定(joint determination) が出来ないというのであった。8条(C) によれば、米国産の核燃料(使用済燃料)を日本で再処理 する際には日米両国による「共同決定」をしなければなら ないことになっている。それでは、何についての共同決 定かというと、この再処理が果たして「効果的な保障措 置」の下で行われるか否か、再処理にしても核の軍事転 用が起こる心配がないか否かについてである。つまり、 Safeguardable かどうかについての決定である。「共同 決定」というと、肯定的な決定が行われることが前提に なっているようだが、一方の国が異を唱えれば、片一方 の国だけでは単独の決定はできないので、「共同決定」は 事実上の拒否権として機能する。

日本側は最高首脳レベルにおいても反論に努めたが、 これに対し米側は、日本のエネルギー事情や核不拡散に 対する誠意は十分認識するとしながらも、一般論として 使用済燃料からプルトニウムが単体で、つまり純粋な形 で抽出されるような方法(単体抽出法での再処理)につい ては、技術的にみて「効果的な保障措置」が適用されると は言えないから、このような再処理は認めることはでき ない。日本だけに例外を認めると、他の国に対し拒否す ることができなくなる、どうしても再処理をしたいのな らばプルトニウムとウランが混合した形で抽出される混 合抽出法でやるべきだと米側が主張した。当時、福田首 相は、米国の主張を評して、「ビールを作るつもりで 作った機械からサイダーを作れといっているようなもの だ」とコメントしたと伝えられるが、当時の日本側の雰 囲気をよく現している。交渉は難航を極めたが、1977 年9月に何とか期限・処理量の制限付で東海再処理工場 の運転を可能とする日米共同決定に合意をみた。

この8条 C 項は「効果的な保障措置」が適用されるというもっぱら技術的な判断に基づくとされているが、現実には、NPT 加盟国であり、核拡散防止に貢献するとともに、再処理の保障措置技術の改善に努力している日本にある工場だから再処理が認められるのだという優れて政治的な配慮が払われたのではないかとみる向きもある

一言に言うと、カーターの核政策は、プルトニウムは

510 解説 (遠藤)

悪というものであり、プルトニウムの利用は平和目的であっても認めない、控え目に言っても厳しい制限を課すというものであった。

(3) 第三国移転に対する米国の規制—MB#10問題 1968年の日米原子力協定の今一つの問題は、使用済 燃料を再処理などの目的で第三国へ移転する場合に米国の同意が必要であるという点である。

具体的に言うと、日本の電力会社は(わが国以外でも、 ユーラトムに属していないスイス、スウェーデンなど西 欧諸国もそうであった), 使用済み燃料を再処理するた めに英国核燃料公社(BNFL)やフランス核燃料公社 (COGEMA。現在 AREVA) に輸送するたびに事前に MB#10 (Material Balance#10) という書式を作成して米 国政府(窓口はエネルギー省)に申請し許可をもらう必要 があった。この書式は原子力発電所毎に、それぞれ何ト ンの使用済燃料を,いつ,どこに移転するか,その理由 は何かなどを記載するもので非常に煩雑なものであっ た。しかも1件毎に米連邦議会の上下両院の了承を要す るもので(議会の休会中を除き15日間議会からクレーム がつかなければよい)、電力会社の役員(副社長クラス) が参考人として招致されることもあった。申請してから 許可が得られるまで、最低でも2,3ヶ月、最悪の場合 は6ヶ月以上もかかった。しかもその間、果して米側の 許可が得られるのか、いつ得られるのか不明で電力会社 の担当者はこの不確定要素のため配船も含め随分苦しい 経験をさせられた。政府サイドでも、外務省、通産省、 科技庁の担当者は対米折衝で苦労した。

## (4) 米国核不拡散法の成立

米行政府、具体的にはカーター大統領が厳しい核不拡 散政策を打ち出したことは上述のとおりであるが、これ に加えて、米議会でも核不拡散の強化を求める声が強ま り、核不拡散に強い関心を持つグレン上院議員(民主党、 元宇宙飛行士)等のイニシアティブにより、1978年3月、 「1978 年核不拡散法 (NNPA: Nuclear Non-Proliferation Act)」が制定された。これは法律として現在も効力を もっている。NNPA は①米国からの原子力設備および 核物質等の輸出に際して、諸外国に課すべき条件、規制 の強化、②核燃料の供給保証政策の具体化の方針、③核 不拡散強化のための国際的働きかけと、国際協力の実施 という3つの柱から成っている。このうち②と③は米国 の政策の表明であり、大統領の努力目標を示しているも のであるが、問題は①である。①はこの輸出基準を満た すよう各国との原子力協定の内容を大幅に変更する, つ まり米側の規制強化を要求して来ることを意味してい る。

この規制強化の一例として、例えば1968年日米原子 力協定ではなんら規定されていなかったウランの高濃縮 (20%以上)について新たに事前同意が必要となる、あ るいは再処理や管轄外移転の場合、事前同意権の対象が 「派生物」(例えば、米国から移転された原子炉において使用されたり、または生産された核物質等)にまで拡大される、核物質防護措置(PP)などが挙げられる。これは、日本に対して重大な波紋を投げかけるものであった。

#### 3. レーガン政権の成立と原子力政策

インドの核実験をきっかけに、1970年代は原子力、 特に核拡散を巡っての「激動の10年」であった。カー ター政権の厳格な核不拡散政策, NNPA の成立, オー ストラリア, カナダによる核不拡散体制強化の動き, 多 国間ベースではロンドン・ガイドラインの成立. INFCE などが挙げられる。日本についても、東海再処 理工場の運転開始が難航し、また商業用再処理施設計画 の推進に大きな制約が課せられた。後者について言え ば、東海再処理交渉に関する1977年9月の日米共同声 明で、日本側は商業規模の再処理工場の建設については 「主要な措置はとらない」ことを約束させられていた(ち なみに、この制約がなくなったのは、後述の1981年10 月の日米共同声明においてであった)1970年代のカー ター時代は原子力にとって悪夢であったというのはいい 過ぎかもしれないが、いずれにしても、日本にとっては やりにくい時代であった。

1981年1月に成立したレーガン政権は、核不拡散は 米国の安全保障と世界の平和の維持にとって重要であ り、その努力は継続されるべしとするもので、この点は 前述したとおり米国の政権にとって党派を超えた伝統的 な政策であった。かつ、1978年に成立した NNPA は法 律として厳然として存続しているので、レーガン政権と してもその法律に縛られていた。しかし、レーガン政権 が前政権と違うのは、原子力平和利用分野での協力にお いて同盟国、友好国からの信頼を回復する点にあった。 そのために、原子力資材の供給について手続きの迅速化 及び簡便化をはかってゆくと同時に、供給の条件として は輸出先において適切な保障措置が適用されることを条 件にすることを明確に打ち出したことを特徴としてい

このような雰囲気の下でカーター政権の4年間,ケース・バイ・ケースの解決ないし一時的な解決に甘んじて来た日本としては,もうこのあたりで諸懸案を長期的かつ予見可能な形で一気に解決したいという気持ちが強くなって来た。レーガン政権が発足して早々にとられた新しい原子力政策は次のように要約される。

(1) 鈴木・レーガン日米首脳会談(1981年5月8日) レーガン政権発足後に行われた日米首脳会談において、レーガン大統領は日本にとって再処理が特に重要であるとの鈴木総理の見解を支持し、両首脳は東海再処理工場の運転継続問題などの懸案事項の早急かつ恒久的な解決(a permanent solution at an early date)を図るた めに協議を開始すべきことについて意見の一致をみた。

- (2) 新核不拡散政策に関するレーガン大統領声明 発表(1981 年 7 月 16 日)
- (a) 核拡散の危険を減少させるため、核拡散の多様な 側面を考慮して総合的なアプローチをとってゆく。
- (b) 米国は適切な保障措置の下で原子力平和利用分野での協力において信頼性のあるパートナーになる。

(原子力協定に基づく輸出申請,承認申請を速やかに 処理することなど)

- (c) 進んだ原子力計画を有し、核拡散の危険がない諸国における再処理及びFBR開発を妨げない。
  - (3) 日米新共同決定および共同声明(1981年 10月30日)

上記日米首脳会談及びレーガン大統領の政策発表を踏まえて、7月から9月にかけて日米間で集中的に交渉を行った結果、次のような新たな共同決定及び共同声明が発表された。

- (a) 1984 年末までに「長期的取極め」を作成する。
- (b) それまでの間, 東海再処理施設のフル運転(210トン/年)が認められる。(註:東海再処理施設の運転期間, プルトニウム抽出量に関する共同決定は, 1977年9月の最初の決定以来, 細切れに5回延長され, その期限は1981年10月末となっていた。)
- (c) 商業規模の再処理工場の建設(註:現在の六ケ所 村再処理工場のこと)についても「主要な措置はとらない」との従来の制約をなくする。(主要な措置とは例えば 立地手続など)

この措置は、日本側が強く希望した文字通りの恒久的な解決そのものでなく、一定期間の暫定的な解決であったが、一足飛びに無期限の共同決定にならなかった理由としては、米国議会の核拡散に対する懸念が非常に強かったことや、再処理施設に対する保障措置技術への米側の不信感などがあげられるのではないかと思われる。

#### (4) 米国対外原子力協力方針決定(1982年6月)

レーガン政権は、上記(2)の1981年7月発表の核不拡散政策の実施細目として、1982年6月に再処理、プルトニウム利用に関する方針を決定した。具体的には米国がNNPAの要請に従って原子力協定の改正により米国の規制権の拡大を行う際には、日本及びユーラトム諸国に対しては「包括同意方式」を導入するための取極めを新協定ないし改正協定の一部として提案するというものである。「包括同意方式」とは再処理の際の事前同意権など核物質等に関する規制権を個別のケース毎に行使するのでなく、あらかじめ一定の条件を定め、その枠内であれば再処理等の諸活動を一括して事前に承認し、一つ一つ個別に規制権を行使しないようにする方式で、プログラム方式とも言う。「包括同意方式」は INFCE の場で登場したもので、この INFCE がたどりついた結論は、「再処理、移転等の事前同意権は、供給国の恣意によって行

使されると消費国に重大な不都合を生ずるおそれがあるから、従来のようなケース・バイ・ケースでなく、長期間にわたり、予見可能な、つまり信頼性のある方法で行使されなければならない」というものであった。(INFCE 最終総会記者会見用議長ペーパー)

# Ⅳ. 第1回の締めくくり

かくて、日米原子力協定改訂交渉が始まったものの、 両国の利害がからみあい、交渉は難航を極めることとなる。米国の最大の関心は核不拡散体制を、日本に対して、世界に対して如何に守るかであり、特に米国議会の 核不拡散強硬派に対して核不拡散政策を守ることであった。日米の信頼関係を踏まえたレーガン大統領の英断が 協定成立の大きな決め手であった。

## [参考] 1968 年日米協定改正議定書(1973年) 第8条 C

「アメリカ合衆国から受領した特殊核物質が再処理を必要とするとき、又は同国から受領した燃料資材を含む 照射を受けた燃料要素が原子炉から取り出されてその形状若しくは内容が変更されるときは、その再処理又は変更は、第11条の規定が効果的に適用されるとの両当事国政府の共同の決定に基づいて日本国の施設において、または相互に合意するそのほかの施設において行うことができる。

#### [参考] 1968 年日米協定第 10 条 A (3) 項

「日本国政府又はその管轄の下にある認められた者に対しこの協定又は旧協定に基づいて移転された資材(設備及び装置を含む。)が前記の認められた者以外の者に対し、又は日本国政府の管轄の外に移転されないこと。ただし、合衆国委員会が、第三国又は国際機関への資材の移転がアメリカ合衆国とその国又は国際機関との間の協力のための協定の範囲内にあると認めて、その移転に同意する場合は、この限りでない。」

#### - 参考資料 -

- 1)本解説の記述は、「日米原子力協定 (1988 年) の成立経緯と今後の問題点(改訂版)、平成26年1月、公益財団法人日本国際問題研究所」をもとに手を加えたものである。
- 2)田宮茂文, 80 年代原子力開発の新戦略:ポスト INFCE の展開, 電力新報社, p.267 ~ 290 (1980).



#### <u>著者紹介</u> 遠藤哲也(えんどう・てつや)

元原子力委員会委員長代理, 元在ウィーン国際機関日本政府代表部大使, 日本国際問題研究所特別研究員

(専門分野)原子力問題, 特に核不拡散問題, 外交問題